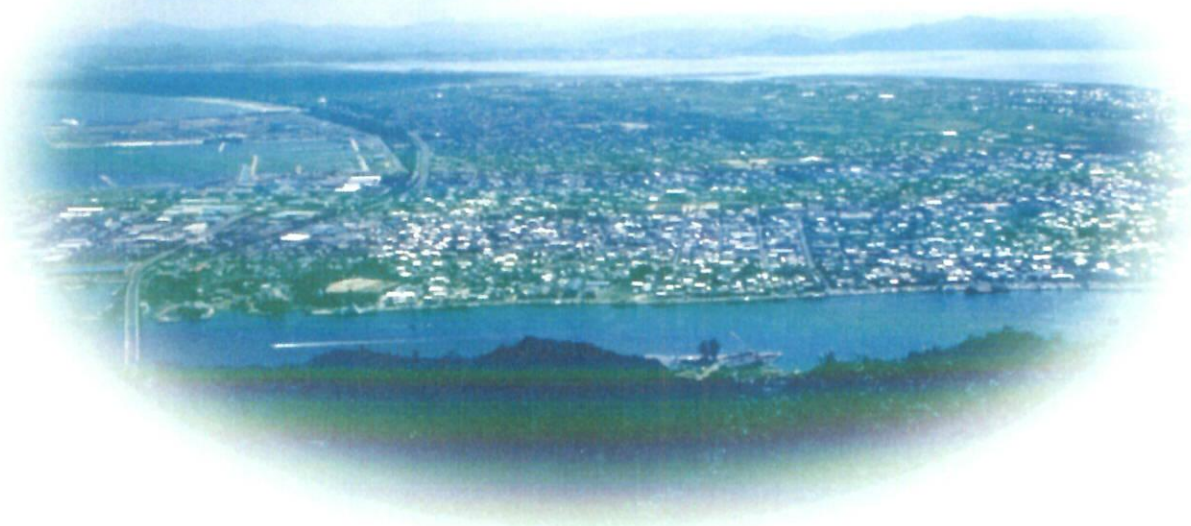


境港市都市計画マスタープラン



平成15年3月

境港市



目 次

I. 都市計画マスタープランの基本的事項

1. 都市計画マスタープランの目的と役割	-----	2
2. 都市計画マスタープランの位置づけ	-----	3
3. 都市計画マスタープランの構成	-----	3

II. 境港市の概況及び問題点・課題

1. 広域的条件	-----	6
2. 人口	-----	7
3. 産業	-----	10
4. 都市計画の概況	-----	17
5. 都市づくりの問題点・課題	-----	19

III. 都市づくりの目標

1. 将来都市像	-----	24
2. 都市構造	-----	30

IV. 都市づくりの方針（全体構想）

1. 土地利用の方針	-----	38
2. 都市施設の整備方針	-----	51
2-1. 交通施設の整備方針	-----	51
2-2. 公園・緑地の整備方針	-----	57
2-3. 下水道の整備方針	-----	61
3. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針	-----	63
3-1. 自然環境の保全の方針	-----	63
3-2. 都市環境形成の方針	-----	66

目 次

4. 都市景観形成の方針	69
5. その他の都市整備の方針	73
5-1. 市街地整備の方針	73
5-2. 都市防災対策の方針	79
5-3. 住宅・住環境整備の方針	83

V. 地域別構想

1. 地域別構想の役割	88
2. 地域別構想	90
2-1. 中心市街地	90
2-2. 西部市街地	95
2-3. 東部市街地	101
2-4. 周辺市街地	107

VI. マスタープランの実現化策

1. 実現にむけての基本的な考え方	114
2. 市民主体の ^{まち} 都市づくりの推進	115
3. 多様な ^{まち} 都市づくり制度の活用	116

附 属 資 料

- 境港まちづくり懇談会設置要綱
 - 境港まちづくり懇談会（委員名簿）
 - 策 定 経 過
 - 境港都市計画審議会の答申
 - 用語の解説
-

I. 都市計画マスタープランの基本的事項

1. 都市計画マスタープランの目的と役割
2. 都市計画マスタープランの位置づけ
3. 都市計画マスタープランの構成

1. 都市計画マスタープランの目的と役割

「都市計画マスタープラン」とは、市がその創意工夫のもとに、地域の実情と住民の意見を反映させ、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

平成4年の都市計画法の改正により、『住民参加のもとに、市町村自らが「都市計画に関する基本的な方針」を定める』とする制度(都市計画法第18条の2)が創設されています。

この「都市計画に関する基本的な方針」を「都市計画マスタープラン」といいます。

境港市都市計画マスタープランは、上位計画である第7次境港市総合計画などを踏まえて、本市におけるまちづくりの将来像や、土地利用などの基本的方向を明らかにするとともに、各地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、市における都市づくりの総合的な指針となるものです。

境港市都市計画マスタープランの果たす役割としては、次の4点があげられます。

● 実現すべき具体的な都市の将来像を示す

都市計画は、市民のコンセンサスの上に進められるべきものであり、市民の意見を反映させながら、将来の都市のあるべき姿やまちづくりの方針等を検討し、都市計画マスタープランによって、まちの将来像をより具体的に明示します。

● 個別の都市計画に関し、地域住民の理解を得る根拠となる

目指すべき将来像を示すことにより、市民の都市計画に対する理解を深め、各種都市計画事業や規制・誘導への協力や参加を容易にします。

● 個別の土地利用規制相互の調整を図る

将来像に基づき、土地利用、都市施設、都市環境等の個別の都市計画について、相互の整合性を確保します。

● 個別の土地利用規制、都市計画事業の実施、変更の指針となる

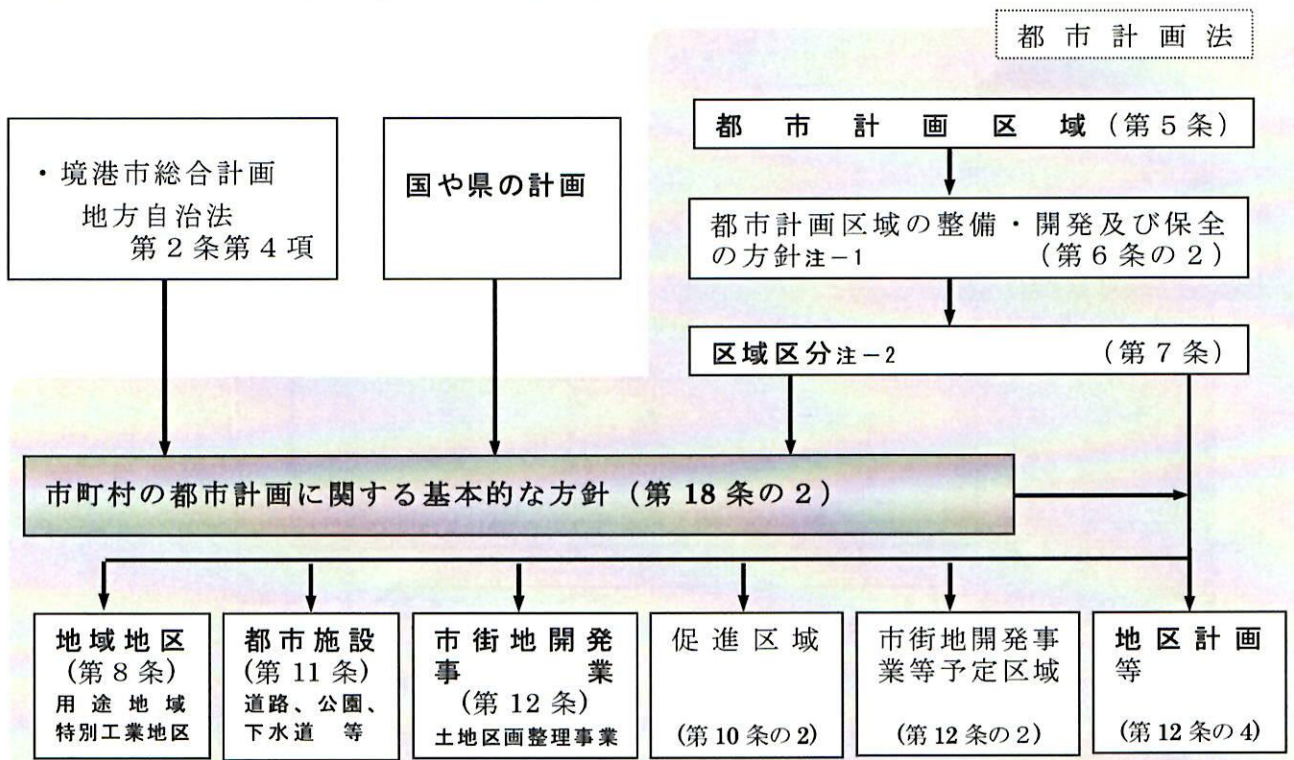
都市計画マスタープランは、拘束力を持つ個別の都市計画の根拠となるもので、個別の都市計画が決定・変更される際の指針となるものです。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、“第7次境港市総合計画”及び米子境港都市圏における“市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針”（平成12年の都市計画法の改正に伴い、“米子境港都市計画区域の整備、開発及び保存の方針”の策定作業が進められています。）を踏まえて、長期的視点から都市の将来像を描くとともに、その内容を実現するためのまちづくり分野における総合的な指針となるものです。

したがって、総合的な視点でとらえた土地利用の方針、都市施設の整備方針等を明らかにしたものであり、この点から個別の都市計画における根拠となる計画として位置づけるものとなります。

図1-1. 境港市都市計画マスタープランの位置づけ



注) 太字：境港市で都市計画決定されているもの

－ 1：平成12年の都市計画法の改正に伴い創設されたもので、現段階では位置付けられていません。しかしながら、これに替わるものとして、市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針が定められています。

－ 2：市街化区域と市街化調整区域との区分

3. 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画対象区域

境港市都市計画マスタープランの計画対象区域は、原則として都市計画区域とします。

(2) 目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、概ね20年先を見据えるものとされていますが、市総合計画等との調整から、平成22年（2010年）を目標年次として設定します。

(3) 基本的な構成

境港市都市計画マスタープランの構成は、都市全体の将来ビジョンや土地利用及び都市施設のあり方を示す「全体構想」と、地域別のまちづくりの方針等を示す「地域別構想」の2段階で構成します。

図 1 - 2 . 境港市都市計画マスタープランの構成

